

不妊治療費助成事業のお知らせ

岩美町では、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び人工授精に係る費用に対し、不妊治療費助成金を交付しています。

助成を受けられることができる方

- ① 鳥取県特定不妊治療費助成金の交付決定を受けた方
 - ② 申請時に、ご夫婦のいずれか一方または両方が岩美町内に住所を有し 1 年以上居住している方
 - ③ 他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金を受けていない方
 - ④ ご夫婦及び同居家族に税や各種使用料の滞納がない方
- ※上記①～④の全てを満たす方が対象となります。

助成の内容

●特定不妊治療

治療にかかった費用から県助成金の交付決定額を差し引いた額を、下記上限額まで助成します。

- 1) 1 年度に 2 回（初年度については 3 回）までの治療・・・上限額 5 万円
※5 年度で通算 10 回まで
- 2) 1 年度あたり上記 1) を超える回数の治療・・・上限額 2 万 5 千円

新規

平成 26 年 4 月 1 日以降、新規に助成を受ける場合、初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が 40 歳未満であるときには、年度内の助成回数と通算助成年度について制限せず、通算 6 回目までの助成については上限額が 5 万円となります。6 回目を超える助成については上限額が 2 万 5 千円となりますが、新規に助成を受けてから通算 5 年度までとします。

●人工授精

治療にかかった費用の 2 割を通算 2 年度助成します。

※助成上限額：1 年度につき 4 万円

申請に必要なもの及び手続き方法

- ① 鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書【原本】
 - ② 医療機関が発行した治療に係る領収書【原本】
 - ③ 印鑑
 - ④ 助成金を振り込む金融機関の口座がわかるもの
- ※上記①～④を岩美町役場住民生活課子育て支援係へご持参ください。

その際、申請に必要な書類を記載していただきます。

〈受付時間〉

月・水・金：8 時 30 分～17 時 15 分

火・木：8 時 30 分～19 時

申請期間

上記の「①鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書」が交付された日の属する年度の末日（3 月 31 日）までに申請をお願いします。ただし、県通知の交付が 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間になされた場合は、翌年度の 5 月 31 日まで申請していただくことが可能です。申請期間にご注意ください。

〈問い合わせ先〉
岩美町役場住民生活課子育て支援係
電話：73-1415

